

地震災害対策編

<目次>

第1章 災害減災計画	1
第1節 防災に関する組織と責務.....	1
第2節 防災情報通信網の整備.....	1
第3節 土砂災害防止対策.....	1
第4節 火災防止対策.....	1
第5節 建築物等の防災力の強化.....	1
第1 建築物等の耐震化.....	1
第2 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実.....	2
第3 防災上重要な建築物の耐震性確保等.....	2
第4 窓ガラス・看板等の落下物防止対策.....	3
第5 ブロック塀等の防災対策.....	3
第6 建築物の不燃化の促進.....	4
第6節 文化財災害予防対策.....	5
第7節 ライフライン施設等の防災力の強化.....	5
第1 上水道施設の防災力の強化.....	5
第2 下水道施設の防災力の強化.....	6
第3 鉄道施設の防災力の強化.....	7
第8節 道路・橋りょうの防災力の強化.....	8
第1 道路の整備.....	9
第2 橋りょうの整備.....	9
第3 直轄管理の国道及び橋りょう災害予防.....	10
第4 農道・林道及び橋りょう災害予防.....	10
第5 道路啓開用資機材の確保.....	10
第9節 農地・農業用施設等の防災力の強化.....	11
第1 各施設の損壊防止対策.....	11
第10節 緊急輸送路等の指定.....	11
第11節 避難体制の整備.....	11
第1 避難に関する用語.....	11
第2 災害別避難体制の整備.....	11
第3 避難に関する計画.....	12
第4 避難誘導計画の策定.....	12
第5 避難指示等の発令基準及び伝達.....	12
第6 指定避難所の指定等.....	12
第7 避難路の選定.....	12
第8 学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画.....	13
第9 避難所設置・運営計画の策定.....	13

第10	避難場所等の居住者等に対する周知	13
第11	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	13
第12	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	13
第12節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	13
第13節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	13
第14節	災害廃棄物処理体制の整備及び広域処理体制の確立	13
第1	市・市民及び事業所の役割	13
第2	一般廃棄物処理施設の耐震化等	14
第3	広域処理体制の確立や民間連携の促進	14
第15節	災害復旧・復興への備え	14
第16節	地域防災力の向上	14
第1	防災知識の普及計画	14
第2	自主防災組織の育成・充実	15
第3	学校等の防災力の育成・強化	16
第4	災害教訓の伝承	16
第17節	防災訓練等の実施	16
第1	大規模な地震を想定した防災訓練	16
第18節	要配慮者支援対策	17
第19節	ボランティア活動支援対策	17
第20節	事業継続計画の策定	17
第2章	災害応急対策	18
第1節	災害応急対策活動体制の整備	18
第1	災害応急対策の防災行動計画	18
第2	配備体制	18
第3	災害警戒本部	19
第4	災害対策本部	19
第2節	職員の動員配備	20
第1	動員基準	20
第2	初動体制の整備	21
第3節	災害情報の収集伝達	22
第1	情報活動	22
第2	情報の収集	22
第3	気象庁の地震情報	23
第4	情報連絡体制	25
第5	県・国への報告（被害状況等）	25
第4節	通信の確保	25
第5節	災害広報広聴活動	25
第6節	救助・救急活動	25

第7節 応急避難.....	26
第8節 避難所の設置・運営.....	26
第9節 消火活動.....	26
第1 初期消火等.....	26
第2 消火活動.....	28
第3 火災防ぎょ活動.....	31
第4 応援要請.....	31
第10節 医療（助産）救護活動.....	31
第11節 緊急輸送活動.....	31
第12節 交通の確保と交通規制措置.....	31
第13節 賃金職員の雇用.....	32
第14節 社会秩序の維持活動.....	32
第15節 防疫・保健衛生活動.....	32
第16節 廃棄物の処理活動.....	32
第1 がれき処理.....	32
第17節 応急給水活動.....	35
第18節 食料・生活必需品の供給活動.....	35
第19節 被災地の応急対策.....	35
第20節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬・埋葬.....	35
第21節 住宅の応急確保.....	35
第22節 ライフライン等応急復旧活動.....	36
第1 上水道施設.....	36
第2 下水道施設.....	36
第3 電話施設.....	36
第4 電力施設.....	36
第5 ガス施設.....	36
第6 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕.....	36
第23節 農地・農業用施設等応急対策.....	37
第24節 市管理施設の応急復旧対策.....	37
第1 利用者等の安全確保.....	37
第2 被災状況の把握.....	37
第3 公共施設の応急対策.....	38
第25節 文教施設等応急復旧対策.....	38
第26節 要配慮者救護活動.....	38
第27節 ボランティア活動の支援.....	38
第28節 危険物施設等災害応急対策.....	38
第29節 義援金品の受入れ・配分.....	38
第30節 災害救助法の適用等.....	39
第31節 被災者生活再建支援法に基づく支援等.....	39

第3 2節 二次被害防止対策.....	39
第1 土砂災害等対策.....	39
第3章 災害復旧計画.....	41
第1節 公共施設等の災害復旧.....	41
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保.....	41
第3節 激甚災害の指定.....	41
第4節 被災者支援.....	41
第1 地震保険の活用.....	41

第1章 災害減災計画

第1節 防災に関する組織と責務

総則編第2章「第2節 防災に関する組織と責務」に準ずる。

第2節 防災情報通信網の整備

一般災害対策編第1章「第2節 防災情報通信網の整備」に準ずる。

第3節 土砂災害防止対策

一般災害対策編第1章第4節「第5 土砂災害予防対策」に準ずる。

第4節 火災防止対策

一般災害対策編第1章「第5節 火災防止対策」に準ずる。

第5節 建築物等の防災力の強化

【総務課、建設課、都市計画課】

建築物の耐震性については、地震災害を経験するごとに建築基準法が改正された経緯があるが、阪神・淡路大震災において、特に昭和56年の法改正以前の建物に被害が多く見られたことから、平成7年12月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の運用を積極的に推進し、建築物等の地震対策の強化に努めるものとする。

第1 建築物等の耐震化

1 建築物等の安全対策

(1) 公共建築物等の安全対策

- ア 防災上重要な公共建築物の耐震性確保
- イ 学校等施設の安全対策

(2) 一般建築物等の安全対策

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るものとする。

2 耐震化に関する相談の実施

市は、市民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

3 耐震性に関する知識の普及

市は、耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を推進する。

4 建築士会等の協力

市は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

第2 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

市は、県が創設する「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」により市に在住する民間の建築士等の登録を推進するとともに、認定された地震被災建築物応急危険度判定士の協力を得て地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかを判定する判定活動体制の確立に努めるものとする。

また、地震により被災した避難所がある場合には、判定を優先的に行うものとする。

第3 防災上重要な建築物の耐震性確保等

1 市有施設の耐震性確保

市は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保に努めるものとする。

(1) 防災上重要建築物の指定

市は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

ア 防災拠点施設

庁舎、各行政局庁舎、保健センター等

イ 避難施設

市立小・中学校体育館、市総合体育館、福祉センター等

ウ 緊急医療施設

たむら市民病院、都路診療所等

(2) 建築設備の耐震性確保

市（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続して、その機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。

特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。なお、防災拠点施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の不測の事態に備え、非常用電源等非常用設備の整備に努めるものとする。

(3) ロッカー、書架等の転倒防止対策

市は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。

(4) 防災拠点施設の主な設備等

新・改築等によって、新たに防災拠点施設の整備を行う場合には、下記の設備の整備に努めるものとする。

ア 非常電源設備

イ 耐震性貯水槽

ウ 防災行政無線（戸別受信機を含む。）

エ 備蓄倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）

オ 臨時ヘリポート

カ 非常用排水設備又は排水槽

(5) 耐震化の実施

市は、県の耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

第4 窓ガラス・看板等の落下物防止対策

1 一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 市は、容積率400%以上の地域内に存在する建築物及び防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に、落下物の実態調査を行うものとする。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導するものとする。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

2 市有施設のガラス飛散防止対策

- (1) 市（各施設管理者）は、市有施設のうち、2階建て以上の建物のベランダひさし（0.6m以上）、強化ガラス及び網入ガラス等以外で危険防止対策が講じられていないものについて、ガラス飛散の防止措置を講ずるものとする。

第5 ブロック塀等の防災対策

1 ブロック塀等の倒壊防止対策

- (1) 宮城県沖地震及び東日本大震災においては、コンクリートブロック塀や石塀等の倒壊により犠牲者が発生した。危険なブロック塀については、市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るものとする。

- (2) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。補強や除去を促進するとともに、ブロック塀等の適正な維持管理がされるよう引き続き指導を行うものとする。
- (3) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (4) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (5) 新設又は改修されるブロック塀については、建築物の完了検査申請書にブロック塀等設置計画・工事状況報告書の提出を求め、安全なブロック塀設置及び建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

2 看板・天井等の落下防止対策

市民が集まる地区や避難所へ至る避難路沿いなどにおいては、地震による看板等の落下物からの危害を防止するため、建築物の所有者又は管理者等に対して、市街地における看板、外壁等の落下防止対策の重要性について啓発するとともに、必要に応じて改善指導を行うものとする。

3 家具等の転倒防止対策

タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による被害を防止するため、広報紙等を通じて、市民に対し家具類の安全対策の普及啓発に努めるものとする。

第6 建築物の不燃化の促進

建築物の新築・増改築に際しては、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努めるものとする。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

1 防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

2 既存建築物に対する改善指導

大規模店舗・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性を常時確保するため、防災、避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性確保と施設改善を指導するものとする。

3 防火対象物定期点検報告制度による指導

消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」による表示マーク交付に際し、建設部は連携して建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。また、耐震性・耐火性の向上を図るための指導も併せて行うものとする。

4 消防同意制度の活用

消防法第7条の規定に基づく消防同意制度（建築物の新築、増築等を許可又は確認する権限を持つ行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長又は消防署長の同意を得る制度）を効果的に活用し、建築、消防設備面からの火災予防の徹底を図るものとする。

第6節 文化財災害予防対策

一般災害対策編第1章「第6節 文化財災害予防対策」に準ずる。

第7節 ライフライン施設等の防災力の強化

電力、ガス及び通信施設については、一般災害対策編第1章「第7節 電力、ガス及び通信施設等の防災力の強化」に準ずる。

第1 上水道施設の防災力の強化

【上下水道課】

上下水道局は、災害時における水道施設の被害箇所をできるだけ少なくして、断水区域を最小限に止め、断水時間を短縮するために、次に基づく水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被災時の応急復旧、応急給水等の体制整備を図るものとする。

1 施設の耐震化

上水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。

2 図面等の整備・保管及び事前復旧計画の策定

- (1) 被災調査及び復旧にあたっては、当該施設の設計図等の整備が有効であるため、あらかじめ図面等を整備し、万全な保管を行う。
- (2) 地震災害が発生した場合、迅速かつ円滑に水道施設の復旧を推進するための被害箇所の調査から復旧までの行動手順等のマニュアルを策定する。

3 緊急対応組織の編成

迅速かつ的確な応急対策を講じるために、分担業務や非常呼集連絡網等緊急対応組織図を作成し、周知徹底する。

4 導水施設の補強

原水の取水不能は、浄水及び配水に大きな支障を及ぼすことから、原水取水の安定性の向上を図るため、導水管路の古い施設及び取水ポンプ等については、更新や耐震性強化を随時実施するものとする。

5 送・配水施設の補強

送・配水管路中、材質や継手など耐震性が低いものについては、できる限り被害の軽減を図ることを目的とし、これらの管を耐震性の高い管に取り替える。併せて浄・配水場間の水運用を可能とする幹線の整備を図るものとする。

6 給水装置の改善

給水管は、破損等の被害が多数発生することが予想されるため、配水管布設工事等に伴い、積極的に耐震性の高いポリエチレン管に取り替えるものとする。

7 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬品注入設備、燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備に努めるものとする。

8 施設の維持管理の徹底

平時から、施設の維持管理の徹底に努め、点検等により危険箇所の早期発見に努めるとともに、必要な改善を施すものとする。

9 応急復旧資機材の備蓄

応急復旧が速やかに行えるよう、主要施設の資機材の備蓄に努めるものとする。

第2 下水道施設の防災力の強化

【上下水道課】

1 下水道業務継続計画（下水道BCP）の策定

災害発生時においても、応急対策業務の円滑な執行や、下水道施設の一般重要業務を継続して行うための体制づくりに努めるものとする。

2 施設の図面等の整備・保管及び事前復旧計画の策定

- (1) 被災調査及び復旧にあたっては、当該施設の設計図等の整備が有効であるため、あらかじめ図面等を整備し、万全な保管を行う。
- (2) 地震災害が発生した場合、迅速かつ円滑に下水道施設の復旧を推進するための被害箇所の調査から復旧までの行動手順等のマニュアルを策定する。

3 耐震設計の推進

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設計画設計指針・解説」及び「下水道施設耐震対策指針・解説」に基づく耐震設計を施すとともに、既存施設についても同指針・解説に基づき必要に応じて補修、補強等を行うものとする。

4 施設の維持管理の徹底

施設の各種被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うために、施設の現状の把握、耐震性等の検討を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。

5 二次災害防止

処理場内での薬品注入設備、燃料用設備、消化ガスタンク設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備に努めるものとする。

第3 鉄道施設の防災力の強化

1 防災組織の確立

(1) 災害対策組織の整備

災害の発生に備え、災害対策組織を整備し、個人の役割まで明確にしておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

(2) 報告・通報体制の整備

災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、組織内での報告・通報系統及び報告・通報要領等を定めるとともに、関係機関及び地方自治体等との情報連絡体制を確立しておくものとする。

2 施設の耐震性の強化

(1) 土木建築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を策定し、災害時の線路巡回点検要領等を定めるものとする。

(2) 関係箇所長は、跨線橋等線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、施設管理者等に施設の点検・整備を要請する。

3 緊急対策の実施

(1) 地震計の設置

地震計を設置するとともにあらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図るものとする。

(2) 要員及び資機材の確保

ア 災害復旧に必要な要員を迅速に確保するため非常呼集網を定めるとともに、必要な資器材を常備するものとする。また、関係協力会社等と災害復旧時における協力要領について協議しておくものとする。

イ 復旧に必要な資機材及び災害予備貯蔵品を備蓄している関係箇所長は、定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努めるものとする。

ウ 自動車を保有する関係箇所長は、災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、緊急通行車両の事前届出を警察関係機関に行い、事前承認を受けておくものとする。

4 防災業務施設及び設備の整備

- (1) 関係気象官署（福島地方気象台等）との連絡を緊密に行い、情報の収集、伝達観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。
- (2) 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備しておくものとする。
- (3) 電力の確保
災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる等、早期給電体制の整備に努める。

5 防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会等の開催、パンフレット等の配付を行う等日常業務を通じて次により必要な教育を行うものとする。

- (1) 予想される災害及び対策に関する知識
- (2) 地震発生時にとるべき初動措置
- (3) 事故処理要領に関する知識
- (4) 社員が果たす役割及びその他必要な教育

6 防災訓練の実施

社員に対し、乗客の命の保護を最優先にした緊急時の対処要領及び災害応急対策並びに災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災関係機関が行う合同防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

- (1) 非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練
- (2) 消防（通報、消火、避難）訓練及び救出・救護訓練
- (3) 乗客等の避難誘導訓練

第8節 道路・橋りょうの防災力の強化

【農林課、建設課、都市計画課】

道路・橋りょう施設が地震により被害を受けた場合、交通機能が麻痺し、住民の避難、災害応急対策等が困難となることから地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするため、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、道路・橋りょうの防災力の強化に努めるものとする。

第1 道路の整備

1 市管理道路

(1) 道路切土法面、盛土法面等の点検調査

道路路面への崩落が予想される法面箇所等について、必要な点検・調査を実施する。

(2) 道路の防災対策工事

点検調査の結果、道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等の対策に必要な箇所について、工法決定のための再調査を行い、その対策工事を実施する。

2 国・県管理道路

市管理道路の点検時に発見した国、県管理道路の崩落が予想される箇所については速やかに三春土木事務所へ通報し、調査と対策工事を依頼する。

3 道路情報提供装置の整備

道路障害発生時及び道路規制等の道路交通情報の提供を図るため、道路情報提供装置の整備に努めるものとする。

4 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう一般社団法人福島県建設業協会田村支部との協定等の締結に努める等民間業者との協力体制を充実し、レッカー車、クレーン車、工作車の道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図るものとする。

第2 橋りょうの整備

1 橋りょう耐震点検調査

所管施設の地震に対する安全性等に関して必要な点検・調査を実施する。

2 橋りょうの耐震補強の実施

上記の点検・調査に基づき補強等対策工事が必要な橋りょうについて、補強工事を実施する。

(1) 既設橋りょうの対策

所管の既設橋りょうは、「道路防災総点検について」（平成8年8月9日付け建設省通知）に基づき、平成8・9年度に県が実施した道路防災総点検の結果により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架等の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し、これに準じて耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能3）を実施することとする。

(2) 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し建設するものとする。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

- ア 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。
- イ 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

第3 直轄管理の国道及び橋りょう災害予防

東北整備局において実施するものとする。

第4 農道・林道及び橋りょう災害予防

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図るものとする。

1 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていくものとする。

2 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、農道管理者が個別施設計画に基づき、定期的な点検と計画的な予防保全対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については、架替え、補強の必要があることから、林道管理者の調査計画により順次実施するものとする。

第5 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保し民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材を緊急配備ができるよう体制の整備を図るものとする。

第9節 農地・農業用施設等の防災力の強化

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第1章「第8節 農地・農業用施設等の防災力の強化」に準ずる。

第1 各施設の損壊防止対策

1 農道施設

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋りょうについては、落橋防止装置を設ける。

2 ため池施設

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

ため池の防災・減災対策にあたっては、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

3 用排水施設

耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に「河川砂防技術基準」等に基づき、その向上を図る。

第10節 緊急輸送路等の指定

一般災害対策編第1章「第9節 緊急輸送路等の指定」に準ずる。

第11節 避難体制の整備

【総務課、企画調整課、市民課、生活安全課、社会福祉課、こども未来課、保健課、
高齢福祉課、農林課、上下水道課、学校教育課】

第1 避難に関する用語

一般災害対策編第1章第10節「第1 避難に関する用語」に準ずる。

第2 災害別避難体制の整備

一般災害対策編第1章第10節「第2 災害別避難体制の整備」に準ずる。

第3 避難に関する計画

一般災害対策編第1章第10節「第3 避難に関する計画」に準ずる。

第4 避難誘導計画の策定

一般災害対策編第1章第10節「第4 避難誘導計画」に準ずる。

第5 避難指示等の発令基準及び伝達**1 避難指示等の発令の判断に資する専門機関の助言**

一般災害対策編第1章第10節第5「1 避難指示等の発令の判断に資する専門機関の助言」に準ずる。

2 避難指示等の発令基準

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第1章第10節第5「2 避難指示等の発令基準」に準ずる。

区分	発令基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	○地震による火災の延焼、がけ崩れ等のおそれにより二次被害の発生するおそれがある場合 ○その他状況により市長が必要と認めるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	○市民の生命に危険がおよぶと認められるとき。 ○その他、状況により市長が必要と認めるとき。

3 避難指示等の伝達担当及び方法

一般災害対策編第1章第10節第5「3 避難指示等の伝達担当及び方法」に準ずる。

4 避難指示等が発出された地域の市民がとるべき行動

一般災害対策編第1章第10節第5「4 避難指示等が発出された地域の市民がとるべき行動」に準ずる。

第6 指定避難所の指定等

一般災害対策編第1章第10節「第6 指定避難所の指定等」に準ずる。

第7 避難路の選定

一般災害対策編第1章第10節「第7 避難路の選定」に準ずる。

第8 学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画

一般災害対策編第1章第10節「第8 学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画」に準ずる。

第9 避難所設置・運営計画の策定

一般災害対策編 第1章 第10節「第9 避難所設置・運営計画の策定」に準ずる。

第10 避難場所等の居住者等に対する周知

一般災害対策編第1章第10節「第10 避難場所等の居住者等に対する周知」に準ずる。

第11 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

一般災害対策編第1章第10節「第11 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進」に準ずる。

第12 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

一般災害対策編第1章第10節「第12 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進」に準ずる。

第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

一般災害対策編第1章「第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」に準ずる。

第13節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

一般災害対策編第1章「第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に準ずる。

第14節 災害廃棄物処理体制の整備及び広域処理体制の確立

【環境課】

第1 市・市民及び事業所の役割

1 市の役割

一般災害対策編第1章第13節第1「1 市の役割」に準ずる。

2 市民及び事業所等の役割

市の広報、防災訓練等を通じて、災害により発生する災害ごみの排出方法等について理解に努めるとともに、災害時の廃棄物処理に協力する。

なお、地震による住宅等建物の損壊及び室内備品（家具・家財、棚等）等の破損によるがれき類の大量発生を防止するため、住宅等建造物の耐震化、家具及び棚等の倒壊防止に努める。

3 県の役割

一般災害対策編第1章第13節第1「3 県の役割」に準ずる。

4 関係機関の役割

一般災害対策編第1章第13節第1「4 関係機関の役割」に準ずる。

第2 一般廃棄物処理施設の耐震化等

1 施設の耐震化

施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努めるものとする。

2 応急復旧

応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備するものとする。

第3 広域処理体制の確立や民間連携の促進

一般災害対策編第1章第13節「第2 広域処理体制の確立や民間連携の促進」に準ずる。

第15節 災害復旧・復興への備え

一般災害対策編第1章「第14節 災害復旧・復興への備え」に準ずる。

第16節 地域防災力の向上

【市民課、生活安全課、こども未来課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館】

第1 防災知識の普及計画

1 職員に対する防災教育

一般災害対策編第1章第15節第1「1 職員に対する防災教育」に準ずる。

2 市民に対する防災知識の普及

一般災害対策編第1章第15節第1「2 市民に対する防災知識の普及」に準ずる。

3 広報等による普及啓発活動

一般災害対策編第1章第15節第1「3 広報等による普及啓発活動」に準ずる。

4 防災週間等における行事の実施

一般災害対策編第1章第15節第1「4 防災週間等における行事の実施」に準ずる。

5 地域防災力の向上

一般災害対策編第1章第15節第1「5 地域防災力の向上」に準ずる。

6 消防団員等による巡回指導

一般災害対策編第1章第15節第1「6 消防団員等による巡回指導」に準ずる。

7 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

(1) 危険物を有する施設、宿泊施設、大規模小売店舗等における防災教育

地震発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できるよう、自主防災組織の強化を促進するものとする。

(2) 病院及び社会福祉施設等における防災教育

一般災害対策編第1章第15節第17「(2)病院及び社会福祉施設等における防災教育」に準ずる。

(3) ホテル及び旅館等における防災教育

ア 避難誘導訓練等の実施

一般災害対策編第1章第15節第17(3)「ア 避難誘導訓練等の実施」に準ずる。

イ 防火管理体制の強化

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

8 防災意識調査

一般災害対策編第1章第15節第1「8 防災意識調査」に準ずる。

第2 自主防災組織の育成・充実

1 地域における自主防災組織の育成・強化

一般災害対策編第1章第15節第2「1 地域における自主防災組織の育成・強化」に準ずる。

2 事業所における自主防災組織の育成・強化

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第1章第15節第2「2 事業所における自主防災組織の育成・強化」に準ずる。

(1) 事業所における日常の防災活動

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第3 学校等の防災力の育成・強化

1 市及び学校等の責務

(1) 学校等の責務

一般災害対策編第1章第15節第3 1 「(1)学校等の責務」に準ずる。

(2) 市の責務

市は、学校の施設について、現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

一般災害対策編第1章第15節第3 1 「(3)要配慮者に対する配慮」に準ずる。

2 学校等の役割

一般災害対策編第1章第15節第3 「2 学校等の役割」に準ずる。

3 地域防災機能としての施設整備

一般災害対策編第1章第15節第3 「3 地域防災機能としての施設整備」に準ずる。

第4 災害教訓の伝承

一般災害対策編第1章第15節「第4 災害教訓の伝承」に準ずる。

第17節 防災訓練等の実施

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第1章「第16節 防災訓練等の実施」に準ずる。

第1 大規模な地震を想定した防災訓練

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を定期的実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

実施する訓練は、積雪寒冷地特有の課題を踏まえるとともに、県、防災関係機関、関係施設、事業者等との共同訓練を行うことや地域住民等の協力及び参加を得るよう配慮し、内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

また、想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響を受けるほかの道県との連携を図ることに努める。

第18節 要配慮者支援対策

一般災害対策編第1章「第17節 要配慮者支援対策」に準ずる。

第19節 ボランティア活動支援対策

一般災害対策編第1章「第18節 ボランティア活動支援対策」に準ずる。

第20節 事業継続計画の策定

一般災害対策編第1章「第19節 事業継続計画の策定」に準ずる。

第2章 災害応急対策

第1節 災害応急対策活動体制の整備

第1 災害応急対策の防災行動計画

一般災害対策編第2章第1節「第1 災害応急対策の防災行動計画」に準ずる。

第2 配備体制

1 市の配備体制

市内に災害の発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、次の体制をもって対処する。

(1) 地震災害時の配備基準

配備体制		配備基準	発令権者
1号配備 (注意体制)	情報所 初動体制	○震度4の地震発生 ----- (具体的事象例)倒木、道路の路肩崩れ	情報所長 (生活安全課長)
	情報所 本体制	○震度5弱の地震発生 ○その他、情報所長(生活安全課長)が必要と認める事象が発生した場合 ----- (具体的事象例)倒木、道路の路肩崩れ	
2号配備 (警戒体制)	警戒本部	○震度5強の地震発生 ○その他、警戒本部長(市民部長)が必要と認めた場合 ----- (具体的事象例)通行規制を伴う災害の発生	警戒本部長 (市民部長)
3号配備 (非常体制)	災害対策本部	○【重大な災害(地震)】震度6弱以上の地震発生 ○その他、災害対策本部長(市長)が必要と認めた場合	災害対策本部長 (市長)

(2) 配備体制の解除

一般災害対策編第2章第1節第2 1 「(2) 配備体制の解除」に準ずる。

(3) 本部の設置又は廃止の連絡

一般災害対策編第2章第1節第2 1 「(3) 本部の設置又は廃止の連絡」に準ずる。

第3 災害警戒本部

1 災害警戒本部の設置

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第2章第1節第3「1 災害警戒本部の設置」に準ずる。

(1) 設置基準

- 震度5強の地震発生
- その他、警戒本部長（市民部長）が必要と認める事象が発生した場合

2 災害警戒本部の組織編成

一般災害対策編第2章第1節第3「2 災害警戒本部の組織編成」に準ずる。

3 災害警戒本部の事務分掌

一般災害対策編第2章第1節第3「3 災害警戒本部の事務分掌」に準ずる。

第4 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第2章第1節第4「1 災害対策本部の設置」に準ずる。

(1) 設置基準

- 【重大な災害（地震）】震度6弱以上の地震発生
- その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める事象が発生した場合

2 災害対策本部の組織編成

一般災害対策編第2章第1節第4「2 災害対策本部の組織編成」に準ずる。

3 災害警戒本部の事務分掌

一般災害対策編第2章第1節第4「3 災害対策本部の事務分掌」に準ずる。

4 災害対策本部会議

一般災害対策編第2章第1節第4「4 災害対策本部会議」に準ずる。

5 関係部長等会議

一般災害対策編第2章第1節第4「5 関係部長等会議」に準ずる。

第2節 職員の動員配備

第1 動員基準

1 職員の配備区分

一般災害対策編第2章第2節第1「1 職員の配備区分」に準ずる。

2 職員のとるべき行動

(1) 勤務時間内

ア 職員は、地震を感じた場合、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）及びテレビ・ラジオから地震の情報を収集するとともに、各々の役割に基づき迅速に行動しえるよう準備するものとする。

イ 震度が判明した場合

(ア) 地震規模別の対応組織に従事する職員

指示がなくとも所定の配置につくものとする。この際、本属上司にその旨を報告するものとする。また、生活安全課班は、地震規模別の対応組織体制の周知を行うものとする。

(イ) その他の職員

本属上司の指示を受け行動し、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、進んで上司と連絡をとるものとする。

(2) 勤務時間外

ア 警備員

(ア) 警備員は、地震規模別の対応組織が設置されるまでの間、相互に連携し、災害及び被害情報の収集に努める。

(イ) 各体制毎の施設が開設されたのちは、収集した情報を情報所等に引き継ぎ、原職務に復帰する。

イ 地震規模別の対応組織に従事する職員

自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集し、各々の対応組織の長の掌握下に入り、被害情報の収集、応急対策を実施する。

なお職員は、参集途上で努めて被害状況を収集しつつ登庁する。

ウ その他の職員

震度5強以下の地震が発生した場合は、努めて連絡を取れる態勢を維持するものとする。

(3) 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる地震別の対応組織災害対策幹部職員（各部班長等）は、直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害対策を指揮する。

(4) 震度6弱以上発生時

気象庁発表の市内の震度又は市内に設置された震度計が6弱以上を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。

ア 勤務時間内

職員は、指示がなくとも直ちに所定の配置につき、非常体制の準備を行う。終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、進んで上司と連絡をとるものとする。

イ 勤務時間外

(ア) 自主参集

全ての職員は、自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集し、配置につくとともに非常体制の準備を行う。

(イ) 自主参集の方法・場所

職員は、あらゆる手段・方法（徒歩、自転車、バイク等）により、原則として勤務場所に参集するものとする。災害の状況により勤務場所への参集が困難なときは、最寄りの本庁及び行政局に参集し、その責任者の指示を受け、災害対策に従事するものとする。なお、職員の家族に死傷者がでたとき、又は自宅が全半壊したときは、何んらかの手段をもってその旨を所属の上司又は最寄りの施設の責任者に報告するものとする。

3 動員数の確認

(1) 参集職員の届出

動員を受けた者は、速やかに招集地へ参集し、口頭等で所属班長等に到着した旨を届け出る。病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨をしかるべき方法により所属班長等を通じて本部長に届け出るものとする。

(2) 動員状況の報告

事務局長及び各部長等は、招集が完了したときは、各部長は、所属職員総数、動員職員数、登庁人員数及び登庁不可能員数を班別に本部事務局（統括・企画班）へ通報する。

通報を受けた本部事務局（統括・企画班）は、これを動員記録簿に記録する。動員記録簿の様式は、本部事務局（統括・企画班）が別に定めるものとする。

4 動員時の留意事項

一般災害対策編第2章第2節第1「3 参集時における留意事項」に準ずる。

第2 初動体制の整備

一般災害対策編第2章第2節「第2 初動体制の整備」に準ずる。

第3節 災害情報の収集伝達

【本部事務局、総務課班、生活安全課班、全班】

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行うものとする。

第1 情報活動

1 情報資料の収集

「受けた被害の種別、どのような状態か、今後どう変化するのか」各種手段を併用して必要な情報資料の獲得に努めるものとする。

2 情報資料の分類・整理

一般災害対策編第2章第3節第1「2 情報資料の分類・整理」に準ずる。

3 情報資料の分析

一般災害対策編第2章第3節第1「3 情報資料の分析」に準ずる。

4 情報の使用

一般災害対策編第2章第3節第1「4 情報の使用」に準ずる。

第2 情報の収集

1 被害状況等の調査・収集

一般災害対策編第2章第3節第2「1 被害状況等の調査・収集」に準ずる。

2 災害初動期に重視して収集すべき情報

地震発生のおおむね1～2時間以内に、下記の内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全体像（概要を大まかに）を把握することに留意する。

情報区分	細部内容
地震に関する情報	地震の発表状況
人命に係わる情報 (最優先)	1 要救助者（負傷者等）の発生状況 2 倒壊家屋・がけ崩れ等に伴う生き埋め災害発生状況 3 避難の必要の有無
被害拡大に関する情報	1 火災発生の状況 2 がけ崩れ等の二次災害の発生又はおそれの情報 3 危険物（石油類・ガス）の漏洩状況

情報区分	細部内容
応急活動に必要な情報	1 市庁舎等の被害状況(使用の可否) 2 道路・橋りょう等の活動上重要な施設の被害状況 3 気象情報特に天気現象にかかる情報

3 被害状況等

一般災害対策編第2章第3節第2「4 被害状況等」、一般災害対策編第2章「第4節 通信の確保」及び「第5節 災害広報広聴活動」に準ずる。

4 情報収集・伝達上の要点

一般災害対策編第2章第3節第2「5 情報収集・伝達上の要点」に準ずる。

第3 気象庁の地震情報

1 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

地震情報の種類	発表基準	内容
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分程度で気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合 なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

2 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- (1) 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- (2) 福島県に津波警報等を発表したとき。
- (3) その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- (4) 特に発表が必要と認めた場合。

3 地震情報等の受理伝達

市は、福島地方気象台から県を経由して伝達される地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な措置を行う。

4 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上と予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、

震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

(1) 市及び県は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

(2) 市、県及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。

また、市は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

なお、一般災害対策編第2章第3節「第6 予警報伝達系統-防災気象情報の伝達系統図」に基づき、住民に対し、地震情報の伝達を実施するものとする。

第4 情報連絡体制

一般災害対策編第2章第3節「第3 情報連絡体制」に準ずる。

第5 県・国への報告（被害状況等）

一般災害対策編第2章第3節「第4 県・国への報告（被害状況等）」に準ずる。

第4節 通信の確保

一般災害対策編第2章「第4節 通信の確保」に準ずる。

第5節 災害広報広聴活動

一般災害対策編第2章「第5節 災害広報広聴活動」に準ずる。

第6節 救助・救急活動

一般災害対策編第2章「第7節 救助・救急活動」に準ずる。

第7節 応急避難

市は、地震により家屋の破損、倒壊、焼失又はライフライン機能の喪失等により日常生活が困難な状況にある市民に対する救済のため一時的な生活の場として避難所を開設する。また、二次災害が発生するおそれがあり、地域住民の生命及び身体に危険が差し迫ったときは、地域住民を避難させるため地域住民に対し、直ちに高齢者等避難の発表、避難指示を行うものとする。

一般災害対策編第2章「第8節 応急避難」及び第12節「第2 道路交通確保の措置」に準ずる。

第8節 避難所の設置・運営

一般災害対策編第2章「第9節 避難所の設置・運営」に準ずる。

第9節 消火活動

【生活安全課班、環境課班】

地震に起因する家屋等の倒壊による同時多発火災に対し、住民の初期消火により延焼を防止、消防機関等の迅速な消火活動により災害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るものとする。

第1 初期消火等

1 市民（各家庭、事業所、学校等）

- (1) 市民は、地震が発生したときは家庭及び職場において出火防止の措置や火災が発生したときの初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報する。
- (2) 市民（各家庭、事業所、学校等）の行うべき措置
 - ア コンロ、暖房器具等の火を消す。
 - イ 半壊等以上の家屋は、通電火災を防止するためブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。
 - ウ 出火した場合は、隣近所の者に大声で協力を求め初期消火に努めるとともに、消防機関等へ迅速に通報する。

2 自主防災組織

行政区長会、事業所等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で消防機関等の到着までの間、自力消火活動を行う。

3 消防団

消防団は、その現場最高指揮者の指揮統制のもと、常備消防の現場最高指揮者と連携し、安全で的確な現場活動にあたる。

(1) 消防団員の参集

ア 団長及び副団長は本部へ、各地区隊長は各行政局災対部へ参集し、消防団（地区隊）の運用等について本部長の補佐をするとともに、団長は消防団の、地区隊長は各地区隊の指揮を執る。

イ 消防団員は、参集の必要な火災を覚知又は参集の指示があった場合は、速やかに所属消防団屯所に参集し、消防資機材等の準備を行う。

(2) 情報の収集・報告

ア 団員は、参集途上努めて道路、家屋等の被害状況を把握するとともに、要救助者又は火災発生場所を発見した場合は、住民の協力を得て必要な措置をとり、火災情報については、速やかに本部へ報告する。

イ 出動後、現地の火災状況等を本部へ電話、無線等により報告する。

(3) 出火防止・初期消火の広報

ア 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、管轄区域の住民に対し、出火防止の広報を行う。

イ 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

(4) 消火活動

ア 消防署消防隊が到着するまでの間、住民及び自主防災組織等と協力して迅速・効果的な消火活動に努める。

イ 消防署消防隊が到着後は、消防隊と協力して消火活動に当たる。

4 田村消防署

田村消防署は、火災が発生した場合は、消防団と連携して消火活動を行うものとする。

(1) 消防職員の招集

田村消防署は、消防本部が規定している消防職員の非常招集方法により、必要な職員を迅速に招集するものとする。

(2) 災害情報収集活動優先の原則

通報等により情報を収集するものとする。

また、同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

(3) 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(4) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(5) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

(6) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(7) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(8) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(9) 緊急出動路の確保

ア 警察及び道路管理者から道路情報を入手し、通行可能な道路を把握するとともに、出動にあたっては必要に応じて田村警察署に対し交通規制等を要請するものとする。

イ 消防職員は、その場に警察官がいない場合で消防活動に著しい支障が生じ、又はそのおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を行うことができる。

第2 消火活動

消火活動にあたっては、現場最高指揮者の下命のもと、人命に最も脅威となる火災を優先するとともに、次の消火活動の原則を考慮するものとする。

1 消火活動の原則

(1) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、防災ヘリコプター、消防車等の管内巡回等各種手段を併用して災害情報の収集を行うものとする。

(2) 避難路等確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行うものとする。

(3) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災に対処する場合は、最も重要かつ人命を及ぼす脅威の度が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(4) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行うものとする。

(5) 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先するものとする。

(6) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

(7) 火災現場活動の原則

現場最高指揮者は、状況の特質（消防活動の対象となる脅威、保有する消防力、活動地域の地形等）を把握し、保有する消防力を火災の延焼拡大阻止活動又は救出・救助活動のどちらに充当するかを至当に判断するとともに、人命の安全確保を最優先とする。

2 消火活動の実施

現場最高指揮者は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき、消火活動の基本方針を決定し、各消防隊及び消防団の出動部隊の効率的な運用を図るものとする。

(1) 火災出動

ア 出動指令

田村消防署の各消防隊は消防本部の出動指令により、消防団の各消防隊は原則として本部からの出動指令により出動する。

イ 火災出動態勢

田村消防署消防隊と各地区隊の組み合わせを基本とし、出動区域は、原則として当該管轄区域内とする。

ウ 出動途上の留意事項

(ア) 他の火災に遭遇した場合の措置

火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は本部に報告し、指示命令を受けるものとする。

ただし、通信の輻輳等により指示命令が受けることができない場合は、消火活動の原則を勘案した指揮者の判断によるものとする。

(イ) 救助事故に遭遇した場合の措置

火災出動途上、家屋倒壊等による人命救助事故を発見した場合は、原則として火災現場に直行するとともに、この旨を本部に報告する。なお、この場合付近にいる消防団員あるいは住民に協力を求めるとともに、必要な指示を与えるものとする。

(2) 消防水利の確保

消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等を活用して、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るものとする。

3 危険物施設等の火災対策

(1) 危険物施設

爆発、引火又は発火のおそれのある危険物等を大量に貯蔵する建物及び場所に対する火災対策は、次のとおりとする。

ア 防ぎよ上の留意点

- (ア) 危険物施設の建物自体が燃焼し、又は隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止策を第一とし、一般建物火災の防ぎよに準ずること。
- (イ) 現場到着と同時に、防火管理者又は責任者から対象物の量・状態等の情報を入手し、爆発等の危険度を判断して被害防止に努めること。
- (ウ) 油脂類の延焼に対しては、泡沫剤の使用又は噴霧注水とし、注水は、状況に応じ規制すること。
- (エ) 未燃焼のタンク等（ドラム缶、ガスボンベを含む。）に対しては冷却注水するとともに、可能なものは移転分離すること。
- (オ) 大規模タンクの場合は、底部より油を抜き取り、減量してから制圧すること。
- (カ) 燃焼油脂類の流出防止に配慮すること。
- (キ) 爆発の飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備すること。
- (ク) 爆発による危険防止と強烈な輻射熱による火傷防止に留意すること。

イ 消火薬剤の調達

消防本部が保有している消火薬剤では制圧できないと判断される場合には、県又は事業所等から調達するものとする。また、化学消防車の出動を要請する。

(2) 放射性同位元素等取扱い施設

隊員の被曝防止を最優先する他、防ぎよ上の留意点は、次のとおりとする。

- ア 隊員は、防護衣、防護マスク等の気密点検を確実にを行い、消防活動にあたるものとする。なお防護衣等が不足する場合は、他消防本部又は自衛隊の協力を得る。
- イ 現場到着と同時に、放射性同位元素等による汚染の有無を確認したのちに放射性同位元素等の保管状況、火勢の状況、関係者の意見等により防ぎよ及び汚染防止の方針を決定する。
- ウ 放射性同位元素等による汚染を確認した場合は、汚染地域を立入禁止にするとともに、警戒員（空間線量等の測定員）を配置し、継続的に監視する。
- エ 警戒区域の設定は、安全度を十分とり、状況により縮小することはあっても、拡大することのないようにする。この際風向風速を適切に判断し設定する。
- オ 使用する消防水利、消防進入路、注水及び残火処理等については、関係者の意見を十分尊重して行う。
- カ 状況により放射能障害等が警戒区域外に及ぶと判断したときは、関係者の意見に基づき避難指示を行い、被害の軽減に努める。
- キ 必要により、現場近傍の適宜の位置に除染所を開設する。この際、汚染水が用水路等に流出しないよう汚染水の浄化処置を行う。

第3 火災防ぎょ活動

1 発災直後の防ぎょ活動

発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各分署及び各地区隊ごとの指揮体制による分散防ぎょ活動とする。

2 本部による指揮体制への移行

時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて本部の指揮体制に移行し、次の防ぎょ活動を実施するものとする。

(1) 消防隊の分散運用による全火災鎮圧

消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、消防力を各現場に分散して全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図るものとする。

(2) 消防隊の集中運用による重点防ぎょ活動

延焼状況等より分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行うものとする。

(3) 拠点防ぎょ活動

延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、拠点防ぎょ活動を行うものとする。

第4 応援要請

消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに「相互応援協力編」に示す手続きに基づき、応援を要請するものとする。

第10節 医療（助産）救護活動

一般災害対策編第2章「第10節 医療（助産）救護活動」に準ずる。

第11節 緊急輸送活動

一般災害対策編第2章「第11節 緊急輸送活動」に準ずる。

第12節 交通の確保と交通規制措置

一般災害対策編第2章「第12節 交通の確保と交通規制措置」に準ずる。

第13節 賃金職員の雇用

一般災害対策編第2章「第13節 賃金職員の雇用」に準ずる。

第14節 社会秩序の維持活動

一般災害対策編第2章「第14節 社会秩序の維持活動」に準ずる。

第15節 防疫・保健衛生活動

一般災害対策編第2章「第15節 防疫・保健衛生活動」に準ずる。

第16節 廃棄物の処理活動

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第2章「第16節 廃棄物の処理活動」に準ずる。

第1 がれき処理

1 がれき発生量の推計

災害により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

市は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、災害時廃棄物の排出量は、次のとおりに推計される。

災害時の廃棄物発生量

災害時の廃棄物（がれき）排出量の推計方法

がれきの発生量 = ①解体棟数 × ②平均延床面積 × ③がれきの発生原単位
 = 建物の全壊棟数 × 1棟あたり平均延床面積 × がれきの発生単位
 + 建物の半壊棟数 × 1棟あたり平均延床面積 × がれきの発生単位
 + 建物の焼失棟数 × 1棟あたり平均延床面積 × がれきの発生単位

被害状況		がれきの発生量 (t/棟)		
		計	可燃物系	不燃物系
全壊	木造	54.8	15.3	39.5
	鉄筋系・その他の構造	143.0	15.5	127.5
	鉄骨系	148.0	17.0	130.9
半壊	木造	27.4	7.6	19.8
	鉄筋系・その他の構造	71.5	7.7	63.7
	鉄骨系	74.0	8.5	65.5
焼失	木造	44.1	4.6	39.5
	鉄筋系・その他の構造	132.1	4.6	127.5
	鉄骨系	136.0	5.1	130.8

- ①解体棟数→県の被害想定報告から、市内の全壊棟数、半壊棟数、焼失棟数を抽出
 ②平均延床面積→「固定資産概要調書」を基に作成

構造	平均延床面積 (㎡/棟)
木造	78.70
鉄筋系・その他の構造	129.14
鉄骨系	207.83

※その他の構造については、存在棟数が少なく、コンクリートブロックがほとんどであることから鉄筋系建物に含めた。

- ③がれきの発生原単位

構造		平均延床面積 (㎡)	がれきの発生量 (t/棟)	
			可燃物系 (t/㎡)	不燃物系 (t/㎡)
木造	全壊	78.70	0.194	0.502
	半壊		0.097	0.251
	焼失		0.0682	0.502
鉄筋系建物 その他の構造	全壊	129.14	0.12	0.987
	半壊		0.06	0.4935
	焼失		0.036	0.987
鉄骨系建物	全壊	207.83	0.062	0.63
	半壊		0.041	0.315
	焼失		0.0246	0.63

※がれきの発生原単位は、兵庫県（阪神・淡路震災結果）の数値を基に算定
 ※その他の構造については、存在棟数が少なく、コンクリートブロックがほとんどであることから鉄筋系建物に含めた。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として市又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

ア 仮置場は、中小規模仮置場と大規模仮置場の2タイプを設置する。中小規模仮置場は、基本的には発生する災害廃棄物の一時的な仮置きをし、必要に応じ分別作業を行うこととする。大規模仮置場は市内の行政局毎等、いくつかの場所に分散して設置し、震災廃棄物の長期にわたる仮置き、あるいは仮設処理施設による再資源化処理等を行うものとする。

イ 仮置場は、まず市民の避難場所及び仮設住宅建設場所等の確保を最優先に行った後、災害廃棄物の発生状況から必要と判断される場所（必要面積）を、公共用地を中心として計画的に選定、確保するものとするが、民間の廃棄物（ごみ）処理施設等の活用も検討する。なお仮置場の必要面積は、次の式、数値に基づき推計される。

仮置場の必要面積

仮置場の必要面積推計方法
$\text{仮置場の必要面積} = \frac{\text{仮置量}}{\text{見かけ比重} \times \text{積み上げ高さ}} \times (1 + \text{作業スペース割合})$
仮置量＝がれき発生量－年間処理量 年間処理量＝がれき発生量／処理期間（3年） 見かけ比重＝可燃物0.4（t/m ³ ）、不燃物1.1（t/m ³ ） 積み上げ高さ＝5m 作業スペース割合＝作業スペース割合100%

ウ 仮置場を選定するにあたっては、次の選定要件を満たす場所とする。

- (ア) 搬入に便利なこと
- (イ) 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと
- (ウ) 中長期の使用ができること
- (エ) 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと
- (オ) 飛散防止・安全管理が容易であること
- (カ) 水源や病院、学校等に近接していないこと

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援の在り方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

(4) 粉じん等の公害防止等

市及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、市、県及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

なお、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第17節 応急給水活動

一般災害対策編第2章「第17節 応急給水活動」に準ずる。

第18節 食料・生活必需品の供給活動

一般災害対策編第2章「第18節 食料・生活必需品の供給活動」に準ずる。

第19節 被災地の応急対策

一般災害対策編第2章「第19節 被災地の応急対策」に準ずる。

第20節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬・埋葬

一般災害対策編第2章「第20節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬・埋葬」に準ずる。

第21節 住宅の応急確保

一般災害対策編第2章「第21節 住宅の応急確保」に準ずる。

第2.2節 ライフライン等応急復旧活動

第1 上水道施設

一般災害対策編第2章第2.2節「第1 上水道施設」に準ずる。

第2 下水道施設

一般災害対策編第2章第2.2節「第2 下水道施設」に準ずる。

第3 電話施設

一般災害対策編第2章第2.2節「第3 電話施設」に準ずる。

第4 電力施設

一般災害対策編第2章第2.2節「第4 電力施設」に準ずる。

第5 ガス施設

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第2章第2.2節「第5 ガス施設」に準ずる。

1 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 (一社)福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 地震等による災害が発生した場合等

震度5以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

第6 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕

1 災害応急体制の確立

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第2章第2.2節第6「1 災害応急体制の確立」に準ずる。

(1) 運転規制の内容

- ア 地震が発生した場合の運転取り扱いは次による。
- (ア) 地震計の数値に応じ、列車の運転中止又は速度規制を実施する。
 - (イ) 施設の点検を行い、安全が確認された区間については、運転中止又は速度規制を解除する。
 - (ウ) 地震計に 6.0 カイン未満（一部 3.0 カイン未満）の場合、特に運転規制は行わない。
- イ 列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。
- (ア) 迂回又は折り返し運転
 - (イ) 臨時列車の特発
 - (ウ) バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

一般災害対策編第2章第2節第6「2 乗客の救援、救護」に準ずる。

第23節 農地・農業用施設等応急対策

一般災害対策編第2章「第23節 農地・農業用施設等応急対策」に準ずる。

第24節 市管理施設の応急復旧対策

【総務課班】

災害が発生した場合、各公共施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のため、自主的な応急復旧措置を講じるものとする。

第1 利用者等の安全確保

施設の管理者は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため、必要と認められるときは、最寄りの避難場所や安全な場所へ利用者等を誘導するものとする。

第2 被災状況の把握

1 施設の点検

施設の管理者は、施設の被害状況を把握するとともに機能維持に必要な設備等の点検を行い、機能に支障が生じているときは、直ちに本部に報告するものとする。

2 被災状況の把握と報告

施設の管理者は、出火防止など二次災害防止措置を講じた後、利用者の状況、施設の被害状況、周囲の被害状況等を速やかに把握し、本部へ報告するものとする。

第3 公共施設の応急対策

1 応急対策

庁舎、市施設等が被害を受けた場合は、応急危険度判定を受けた後、その判定に基づき、それぞれの機能を維持するため、迅速に応急修理を行うものとする。

また、市立小・中学校体育館等は避難所として指定しているので、被災したときは直ちに応急修理を実施するものとする。

2 報告

施設に避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは直ちに本部へ報告するものとする。

3 高齢者や障がい者等を収容する社会福祉施設

避難が必要となったときは、本部及び防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図るものとする。

第25節 文教施設等応急復旧対策

一般災害対策編第2章「第24節 文教施設等応急復旧対策」に準ずる。

第26節 要配慮者救護活動

一般災害対策編第2章「第25節 要配慮者救護活動」に準ずる。

第27節 ボランティア活動の支援

一般災害対策編第2章「第26節 ボランティア活動の支援」に準ずる。

第28節 危険物施設等災害応急対策

一般災害対策編第2章「第27節 危険物施設等災害応急対策」に準ずる。

第29節 義援金品の受入れ・配分

一般災害対策編第2章「第28節 義援金品の受入れ・配分」に準ずる。

第30節 災害救助法の適用等

一般災害対策編第2章「第29節 災害救助法の適用等」に準ずる。

第31節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一般災害対策編第2章「第30節 被災者生活再建支援法に基づく支援等」に準ずる。

第32節 二次被害防止対策

【市民課班、生活安全課班、こども未来課班、高齢福祉課班、農林課班、建設課班、教育総務課班、
学校教育課班】

地震によるがけ崩れや危険物施設等の損傷は、大きな二次災害の原因となるため万全の注意が必要である。土砂災害警戒区域等や危険物施設等について、地震発生後、速やかな点検及び応急措置等を実施し、二次災害発生を未然に防止する。

第1 土砂災害等対策

1 点検調査の実施

地震発生後、二次的な土砂災害や水害等の発生を防止するため、迅速に危険箇所等の調査を行い、災害の危険性について把握するとともに、直ちに県（県中地方振興局経由）に報告するものとする。

(1) 点検調査の方法

危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前調査に基づき調査ルートを設定し、優先順位を決めて実施する。

(2) 点検要員の確保

危険箇所の点検要員は、市及び関係機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への委託や事前登録ボランティアへの協力要請等により対応する。

2 二次災害のおそれがある場合の措置

(1) 避難指示等の実施

二次災害のおそれのある場合は、第2章「第7節 応急避難」に基づき、迅速かつ適切に避難対策を実施する。

(2) 応急工事等の実施

二次災害の発生を防止するため、次のような応急工事等を検討し、迅速に対応する。

- ア 仮設水路の設置
- イ 不安定土砂の除去
- ウ ブルーシート張り

- エ 土のう積み
- オ 仮設防護柵の設置
- (3) 被災宅地危険度判定の実施
 - ア 市は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、標示を行なう被災宅地危険度判定を実施する。
 - イ 判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、市は、当該宅地の管理者、又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害発生の防止に努める。
- (4) 市民への広報
 - 二次災害に関する情報は、一般災害対策編第2章「第5節 災害広報広聴活動」に基づき、二次災害の発生が予想される箇所や避難方法・避難場所など、必要な事項を市民に周知する。
- (5) 警戒体制
 - 地震及び降雨による危険箇所の変化の状況を常に監視し、二次災害の発生に備える。

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設等の災害復旧

一般災害対策編第3章「第1節 公共施設等の災害復旧」に準ずる。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保

一般災害対策編第3章「第2節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保」に準ずる。

第3節 激甚災害の指定

一般災害対策編第3章「第3節 激甚災害の指定」に準ずる。

第4節 被災者支援

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第3章「第4節 被災者支援」に準ずる。

第1 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引受ける保険制度であり、火災保険では補填されない地震による火災等に対して、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

